

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年7月10日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「特定宗教法人 財産目録（直近の年度分）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年7月21日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示情報」という。）を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

平成27年度特定宗教法人役員名簿並びに財産目録（記載日 平成29年1月14日）

（2）開示しない部分

- ア 役員名簿のうち、役員（代表役員を除く。）の氏名、役職及び備考欄の記述
- イ 財産目録のうち、標題を除く部分

（3）開示しない理由

ア 条例第7条第1号に該当

実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため

イ 条例第7条第1号に該当

実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

条例第7条第3号に該当

当該宗教法人に関する情報であって、公にすることにより、当該宗教法人の正当な権利を害するおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年7月26日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の審査請求を行った。

4 諮問

平成29年8月23日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び口頭意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

開示しない理由を示されたが、やや現実的では無いように思う。

(2) 口頭意見陳述

私は、特定宗教法人の檀家の一人であるが、当該宗教法人側に対して、役員の氏名を問い合わせたところ、個人情報保護を理由に回答されなかった。宗教法人は、実施機関が認証を行っているので、当該宗教法人の役員名簿を保有していると考え開示請求したが、役員の氏名や財産目録の詳細が開示できなかった。宗教法人の指導を行っている実施機関が開示とすることに納得できない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

宗教法人の事務所には、宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第25条第2項の規定により、常に次の書類及び帳簿（以下「事務所備付け書類」という。）を備えなければならないとされている。

ア 規則及び認証書

イ 役員名簿

ウ 財産目録及び収支計算書並びに貸借対照表を作成している場合には貸借対照表

エ 境内建物（財産目録に記載されているものを除く。）に関する書類

オ 責任役員その他規則で定める機関の議事に関する書類及び事務処理簿
カ 第6条の規定による事業を行う場合には、その事業に関する書類
さらに、宗教法人は、同条第4項の規定に基づき、上記イからエまで及びカの書類の写しを所轄庁に提出しなければならないとされている。

法第25条第4項の規定に基づき、特定宗教法人が提出した財産目録は、役員名簿と一体となっていることから、平成27年度特定宗教法人役員名簿並びに財産目録（記載日 平成29年1月14日）を本件開示請求に対応する行政文書として特定した。

2 不開示部分について

(1) 本件行政文書の性格について

宗教法人から法第25条第4項の規定により提出された書類を取り扱う場合においては、同条第5項の規定により、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないとされている。

また、法第87条の2の規定により都道府県が処理することとされている事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とされており、当該事務について文部科学省では、地方自治法第245条の9第1項の規定に基づき、法定受託事務を処理するためのよるべき基準として、「宗教法人法に係る都道府県の法定受託事務に係る処理基準について（通知）」（平成16年2月19日付け15庁文第340号。以下「処理基準」という。）を定めており、実施機関は、これに基づいて事務を処理することが法律上予定されている。

処理基準では、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては、「当該書類が宗教法人の内部情報であり、法第25条第3項に規定する閲覧請求権者が、閲覧することについて正当な利益があり、かつ、不当な目的をもたない信者その他の利害関係人に限定されている趣旨及び法第25条第5項の規定を踏まえると、当該情報の開示により当該宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されるおそれがあることから、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

(2) 役員名簿に係る不開示情報について

本件決定では、役員名簿のうち、役員（代表役員を除く。）の氏名、役職及び備考欄の記述については、条例第7条第1号及び同条第2号に掲げる情報に該当するため不開示としている。

ア 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号は、「法令若しくは他の条例の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」を不開示とする旨定めている。

法第25条第4項の規定により実施機関に提出された事務所備付け書類の写しのうち、役員名簿の役員（代表役員を除く。）の氏名、役職及び備考欄の記述については、地方自治法第245条の9第1項に規定するよるべき基準である処理基準に従って不開示部分を判断した。そして、これらの情報はいずれも公知の事項ではないことから、条例第7条第1号の不開示情報に該当する。

イ 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報のうち、役員名簿に記載された役員（代表役員を除く。）の氏名、役職及び備考欄の記述については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

これらの情報は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、同号ただし書アに掲げる情報に該当せず、また同号ただし書イ及びウに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

以上のことから、役員名簿に記載された役員（代表役員を除く。）の氏名、役職及び備考欄の記述については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 財産目録に係る不開示情報について

本件決定では、財産目録のうち、標題を除く部分については、条例第7条第1号及び同条第3号に掲げる情報に該当するため不開示としている。

ア 条例第7条第1号該当性について

法第25条第4項の規定により実施機関に提出された事務所備付け書類の写しのうち、財産目録のうち標題を除く部分は、地方自治法第254条の9第1項に規定するよるべき基準である処理基準に従って判断した。そして、これらの情報は、いずれも公知の事項ではないことから、条例第7条第1号の不開示情報に該当する。

イ 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）」に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件不開示情報のうち、審査請求人が開示を求める財産目録のうち標題を除く部分は、宗教法人の財産に係る情報であり、当該情報を公にすると、当該宗教法人の自立的な活動や運営に支障が生じ、信教の自由が害されるおそれがあるため、条例第7条第3号本文に規定する不開示情報に該当する。

これらの情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書に規定する情報に該当しないことは明らかである。

以上のことから、財産目録のうち、標題を除く部分は、条例第7条第3号不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書の性格について

本件行政文書は、法第25条第4項の規定により、所轄庁である実施機関に提出された事務所備付け書類の写しである。

同条第3項の規定によると、事務所備付け書類に対する閲覧請求権者は「信者その他の利害関係人」であり、さらに、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものではないと認められる者から請求があったときは、これを閲覧させなければならないとされている。その趣旨は、宗教法人として適正な管理運営を行い、その結果を書類として整えて当該宗教法人の事務所に備え付け、一定の信者その他の利害関係人に閲覧請求権を認めることにより、これらの者の利便を図るとともに、宗教法人の自律性を確保しつつ、その民主性、透明性を高めるものであると解されている。

同条第5項では、所轄庁は、同条第4項の規定により宗教法人から提出された書類を取り扱う場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならないと規定している。

また、処理基準においては、「事務の処理に当たっては、この基準によることとするとともに、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意の上、遺漏のないようにお願いします。」とされ、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類の開示請求があった場合の取扱いについては「登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いとすること。」とされている。

以上のことから、宗教法人については、社会的責任の大きさや公共的性格は認められるものの、本件行政文書の開示に当たっては、法及び処理基準の趣旨を考慮し、開示による信教の自由を害するおそれの有無について慎重に判断し行うべきであると解される。

3 条例第7条第1号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第1号に該当すると主張しているので、以下検討する。

条例第7条第1号は、「法令若しくは他の条例の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」を不開示情報とする旨規定している。

同号にいう「実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報」とは、実施機関の自治事務又は法定受託事務の処理における各大臣その他国の機関からの開示してはならない旨の指示等で法的拘束力のあるものをいう。

地方自治法第245条の9第1項は、都道府県の法定受託事務について、各大臣は、当該事務を処理するに当たりよるべき基準（以下、単に「よるべき基準」という。）を定めることができると規定している。そして、文化庁次長は、各都道府県知事に対し、処理基準をもって、法第25条第4項の規定により宗教法人から提出された書類につき情報公開条例等に基づく開示請求があった場合、登記事項等の公知の事項を除き、原則として不開示の取扱いをするよう通知している。

そして、実施機関が事務所備付け書類の提出を受ける事務にとどまらず、当該書類を管理する事務についても、地方自治法第2条第9項第1号に規定する法定受託事務に当たると解されていること及び法第25条第3項及び第5項の趣旨を考慮すると、処理基準についてはよるべき基準に当たると解するのが相当である。

そして、本件不開示情報は、いずれも一般に公開されていない非公知の事項であると認められ、不開示部分を例外的に開示すべき特段の事情があるとも認められない。

以上のことから、本件不開示情報は、実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により公にすることができないと認められる情報であると認められ、条例第7条第1号の不開示情報に該当するため、条例第7条第2号及び第3号該当性を判断するまでもなく、実施機関が不開示としたことは妥当であると判断する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成29年 8月23日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成31年 2月19日 (第228回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成31年 3月28日 (第229回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 審査請求人から意見等を聴取した。
令和 元年 5月31日 (第230回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 元年 6月26日 (第231回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
令和 元年 7月23日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	